

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和 5 年度（2023 年度）運用状況報告書

熊 本 市

目 次

情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開窓口	3

情報公開制度の運用状況

1 開示請求の処理状況	5
(1) 開示請求件数及びその処理状況	5
(2) 実施機関別の処理状況	6
(3) 不開示理由の適用状況	7
2 審査請求の処理状況	7
3 答申一覧	8

個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義	9
2 個人情報保護制度の概要	9

個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求の処理状況	12
(1) 開示請求件数及びその処理状況	12
(2) 実施機関別の処理状況	13
(3) 不開示理由の適用状況	14
2 訂正請求の状況	15
3 利用停止請求の状況	15
4 審査請求の処理状況	15
5 答申一覧	15
6 個人情報ファイル簿の公表状況	16
7 個人情報保護委員会への漏えい等報告の状況	17
8 行政機関等匿名加工情報の提供等の状況	17

熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要	18
2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	19

情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市が保有している文書等を市民の請求に応じて閲覧に供し、又は、写しの交付を行う制度で、本市では熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）により定められています。

この制度の目指すものは、本市の保有する文書等の開示を請求する権利を市民の権利として定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に対して説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することです。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 対象となる文書等

公開請求の対象となる文書等は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ 現に保有している文書等

ただし、議会の文書等については、平成１１年１０月１日以降に作成し、又は取得したもの

また、旧富合町関連の文書等については、平成１９年４月１日以降に、旧城南町関連の文書等については、平成１４年４月１日以降にそれぞれ作成し、又は取得したもの

旧植木町関連の文書等については、平成１０年４月１日以降に作成し、又は取得したもの（一部の電磁的記録については、平成１４年４月１日以降。また、旧植木町議会の文書等については、平成１９年４月１日以降）

(3) 請求権者

何人も、実施機関に対して文書等の開示を請求できます。

(4) 開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 文書等の開示の請求は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出して行います（郵送、ファックス及び電子申請も可能です。）。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内（熊本市の休日を除いた14日以内）に、開示請求に係る文書等を開示又は開示しない決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、開示請求に係る文書等が著しく大量である場合、第三者情報が含まれ、当該第三者に意見聴取の必要がある場合等、やむを得ない理由により、14日以内に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 不開示情報

開示請求のあった文書等は原則として開示します。ただし、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害するもの、公共安全、行政の事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等、次に掲げる7項目は開示することはできません。

ア 法令秘情報

法令等の規定により、公にすることができない情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別できることとなるものを含む。）

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 行政機関等匿名加工情報等

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項の規定する行政機関等匿名加工情報等

エ 法人等に関する情報

公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの

公にしないとの条件の下で任意に提供されたもので、当該条件を付することが合理的であると認められるもの

オ 公共安全等に関する情報

公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

カ 審議、検討等に関する情報

審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

キ 事務事業に関する情報

事務事業に関する情報のうち、公にすることにより、事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 存否応答拒否

開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報を開示した場合と同様に保護される利益が害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで請求を拒否することができます。

(7) 第三者保護

実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合は、第三者の正当な権利利益を保護するため、開示等の決定をする際に、当該第三者の意見を聴くことができます。

(8) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(9) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(10) 情報提供施策の推進

実施機関は、市民生活の向上に資するとともに、市民の市政に対する理解を深めるため、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

3 情報公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民の利用しやすい制度とするため、情報公開

の相談や案内、請求の受付、開示の実施等を一元的に行う総合窓口として「情報公開窓口」を設置しています。

情報公開制度の運用状況

1 開示請求の処理状況

(1) 開示請求件数及びその処理状況

過去10年度（平成26年度から令和5年度まで）の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

< 開示請求件数及びその処理状況 >

（単位：件）

年度	開示 請求 件数	処 理 状 況								
		開示 決定	部 分 開 示 決 定	請 求 拒 否 決 定				合計	取下げ	却下
				不開示	存 否 応 答 拒 否	不存在	小計			
H26	1,219	822	345	21	1	78	100	1,267	13	0
H27	1,301	800	459	18	2	61	81	1,340	13	0
H28	1,043	597	391	10	0	70	80	1,068	15	0
H29	1,494	739	668	14	2	123	139	1,546	16	24
H30	1,282	751	518	22	3	56	81	1,350	18	3
R1	1,455	807	645	19	6	63	88	1,540	19	0
R2	1,319	721	584	5	12	48	65	1,370	27	0
R3	1,708	1,007	754	15	6	61	82	1,843	30	0
R4	1,823	1,060	751	19	3	77	99	1,910	29	1
R5	1,844	1,073	733	18	15	71	104	1,910	29	2

〔備考〕

- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- 3 存否応答拒否とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- 4 却下とは、条例第10条第2項の規定により補正を求めたが、指定の期間内に補正がなされなかったため開示請求を却下したもの等をいう。

(2) 実施機関別の処理状況

令和５年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。

令和５年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が１，４５０件で最も多く、うち都市建設局が９４９件、次いで文化市民局が７３件となっています。

< 令和５年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況 >

(単位：件)

実施機関		開示 請求 件数	処 理 状 況									
			開示 決定	部分 開示 決定	請 求 拒 否 決 定				合計	取下 げ	却下	
					不開 示	存否 応答 拒否	不存 在	小計				
市 長	政 策 局	19	7	5	5	0	4	9	21	0	0	
	総 務 局	39	22	10	1	2	9	12	44	1	0	
	財 政 局	34	32	0	0	0	2	2	34	0	0	
	文 化 市 民 局	73	59	10	1	0	2	3	72	4	0	
	健 康 福 祉 局	39	17	20	1	0	3	4	41	2	0	
	こ ど も 局	14	1	2	0	9	2	11	14	2	0	
	環 境 局	38	28	10	1	0	0	1	39	0	0	
	経 済 観 光 局	16	9	6	1	0	3	4	19	0	0	
	農 水 局	42	18	25	0	0	0	0	43	0	0	
	都 市 建 設 局	949	405	572	1	0	7	8	985	11	0	
	都市政策研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中 央 区 役 所	31	31	0	0	0	0	0	31	0	0	
	東 区 役 所	38	36	1	1	0	0	1	38	2	0	
	西 区 役 所	31	30	1	0	1	2	3	34	0	0	
	南 区 役 所	45	41	2	2	1	4	7	50	0	0	
	北 区 役 所	42	40	1	0	0	0	0	41	1	0	
	会 計 総 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	1,450	776	665	14	13	38	65	1,506	23	0	
	教 育 委 員 会		92	79	9	2	0	8	10	98	2	0
	選 挙 管 理 委 員 会		7	4	0	0	0	4	4	8	0	0
人 事 委 員 会		7	0	3	0	1	5	6	9	0	0	
監 査 委 員		2	0	0	0	0	2	2	2	0	0	
農 業 委 員 会		3	1	1	0	0	2	2	4	0	0	
固定資産評価審査委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公 営 企 業 管 理 者	交 通 局	14	12	0	0	0	3	3	15	0	0	
	上 下 水 道 局	244	193	45	0	1	0	1	239	3	2	
	病 院 局	9	3	3	1	0	4	5	11	0	0	
消 防 長	消 防 局	12	4	6	1	0	2	3	13	1	0	
議 会		4	1	1	0	0	3	3	5	0	0	
合 計		1,844	1,073	733	18	15	71	104	1,910	29	2	

(3) 不開示理由の適用状況

熊本市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当し、不開示(部分開示を含む。)となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

< 不開示理由別内訳 >

不開示理由(条例第7条)	令和5年度
	件数(件)
第1号 法令秘情報	1
第2号 個人に関する情報	580
第3号 行政機関等匿名加工情報等	0
第4号 法人等に関する情報	336
第5号 公共の安全等に関する情報	4
第6号 審議、検討等に関する情報	10
第7号 事務事業に関する情報	16
合 計	947

2 審査請求の処理状況

令和6年4月1日現在における審査請求の処理状況は、次のとおりです。

< 各年度になされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況 > (単位: 件)

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	審 議 中	答 申	裁 決	取下げ
令和3年度	10	10	2	8	8	0
令和4年度	8	5	0	0	0	0
令和5年度	9	4	0	0	1	0

[備考]

複数の審査請求の審議を併合して行ったり、1件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したりすること等があるため、審査請求件数と処理状況の件数は必ずしも一致しない。

3 答申一覧

令和5年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
令和5年度 答申第1号	R5.5.12	審査請求人が提出した市長への手紙に対する回答文を一年経過後に変更した根拠のわかる資料等の文書等開示請求拒否決定（不存在）	熊本市長 （政策局秘書部 広聴課）
令和5年度 答申第2号	R6.1.12	特定の社会福祉法人への指導監査等を求める申出書等に対する市側の回答作成に係る内部検討資料等の文書等開示請求拒否決定（不開示）	熊本市長 （健康福祉局指導監 査課）
令和5年度 答申第3号	R6.1.12	特定の社会福祉法人への指導監査等を求める申出書等に対する市側の回答作成に係る内部検討資料等の文書等開示（一部請求拒否）決定	熊本市長 （健康福祉局指導監 査課）

個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を保護することを目的とする制度です。

これまで、本市の個人情報保護制度は「熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）」により定められていましたが、令和5年（2023年）4月1日からは、これに代わって、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」により個人情報の保護が図られることになりました。

「個人情報の保護に関する法律」は、行政機関等が市民の方々の個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報によって識別される特定の個人（以下「本人」という。）に開示、訂正などを求める権利を保障しています。

なお、議会の保有する個人情報については同法の対象外となっていますが、本市においては「熊本市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第73号）」を定め、本人に個人情報の開示等を求める権利を保障するなど同法と同様の保護を図っています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 個人情報を適正に取り扱うためのルール

ア 保有に関するルール

(ア) 個人情報の保有に当たっては、事務・業務を遂行するため必要な場合に限る、かつ保有の目的をできる限り特定しなければなりません。

(イ) 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有することはできません。

(ウ) 利用目的を変更する場合は、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行うことはできません。

イ 取得に関するルール

(ア) 本人から直接書面で個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、利用目的を明示しなければなりません。

(イ) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得することはできません。

ウ 管理に関するルール

(ア) 保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければいけません。

(イ) 保有個人情報の漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいと認められるものが生じた場合は、個人情報保護委員会に報告しなければいけません。

(ウ) 保有個人情報の漏えい等に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいと認められるものが生じた場合は、本人に通知しなければなりません。

エ 利用・提供に関するルール

原則として、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはいけません。

ただし、事務事業の遂行に必要な限度、かつ相当な理由があって利用する場合や本人の同意がある場合などには、目的外利用や外部提供ができます。

(3) 開示や訂正などを求める権利

ア 開示請求

熊本市が保有する自己の個人情報の開示を求めることができます。

イ 訂正請求

熊本市が保有する自己の個人情報について、その内容が事実でないと思ったときは、その訂正を求めることができます。

ウ 利用停止請求

熊本市が保有する自己の個人情報について、不適法な取得や利用又は提供が行われていると思ったときは、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができます。

(4) 請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

ア 請求の方法

個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口に提出して行います(郵送及び電子申請も可能です。)

これらの請求は、請求しようとする個人情報の本人のほか、代理人(法定代理人又は任意代理人)によっても請求することができます。

イ 請求に対する決定及び通知

実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して、開示請求は14日以内(熊本市の休日を除いた14日以内)に、訂正請求及び利用停止請求は30日以内に諾否の決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、やむを得ない理由により、14日以内(訂正請求及び利用停止請

求は３０日以内）に決定をすることができない場合は、決定を延長することがあります（前述の期間に加えて、３０日以内の延長が可能）。

この場合、延長する期間及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 費用負担

自己の個人情報の開示請求等に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(6) 個人情報ファイル簿の公表

個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電算処理ファイル）や、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（マニュアル処理ファイル）を「個人情報ファイル」といいます。

本市では、個人情報ファイルに記載される本人の数が１０００人に満たないなど一定の要件を満たすもの以外の個人情報ファイルについて、その名称、行政機関等の名称、利用目的、記録項目などを記載した帳簿である「個人情報ファイル簿」を作成し、熊本市ホームページで公表しています。

(7) 行政機関等匿名加工情報の提供等

本市では、本市が保有する個人情報について、民間事業者等から提案があった場合には、審査の上、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにして提供する仕組みを設けています。

(8) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求の処理状況

(1) 開示請求件数及びその処理状況

過去 10 年度（平成 26 年度から令和 5 年度まで）の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

< 開示請求件数及びその処理状況 >

（単位：件）

年度	開示 請求 件数	処 理 状 況								
		開示 決定	部分 開示 決定	不開示決定				合計	取下げ	却下
				不開示	存否 応答 拒否	不存在	小計			
H26	94	52	30	3	1	14	18	100	2	0
H27	100	57	31	2	0	25	27	115	0	0
H28	85	45	24	3	0	22	25	94	0	0
H29	107	64	38	4	1	23	28	130	0	0
H30	133	70	48	1	0	28	29	147	5	0
R1	101	52	45	4	0	18	22	119	1	0
R2	146	60	62	8	1	35	44	166	3	2
R3	154	121	30	9	1	31	41	192	1	0
R4	176	111	43	5	4	59	68	222	0	0
R5	170	126	33	6	1	30	37	196	0	0

〔備考〕

- 1 1 件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 部分開示決定とは、開示請求に係る保有個人情報の一部について開示する旨の決定をしたものをいう。
- 3 存否応答拒否とは、個人情報の保護に関する法律第 8 1 条又は熊本市議会の個人情報の保護に関する条例第 2 3 条の規定により開示をしない旨の決定をしたものをいう。

(2) 実施機関別の処理状況

令和５年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。

令和５年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が７８件で最も多く、うち文化市民局が２１件、次いで健康福祉局が１９件となっています。

< 令和５年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況 >

(単位：件)

実 施 機 関		開示 請求 件数	処 理 状 況								
			開示 決定	部分 開示 決定	不 開 示 決 定				合計	取下 げ	却 下
					不開 示	存否 応答 拒否	不存 在	小 計			
市 											

(3) 不開示理由の適用状況

ア 不開示理由の適用状況（議会以外の実施機関）

個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

< 不開示理由別内訳（議会以外） >

不開示理由 （個人情報の保護に関する法律第78条第1項）	令和5年度
	件数（件）
第1号 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	1
第2号 開示請求者以外の個人に関する情報	26
第3号 法人等に関する情報	3
第4号 国の安全等に関する情報	0
第6号 審議、検討等に関する情報	11
第7号 事務又は事業に関する情報	12
合 計	53

イ 不開示理由の適用状況（議会）

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例第20条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例はありません。

2 訂正請求の状況

令和5年度の訂正請求の状況は、次のとおりです。

< 令和5年度の訂正請求の状況 >

(単位：件)

訂正請求件数	処理状況		
	訂正決定	一部訂正決定	非訂正決定
1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)

〔備考〕

- 1 各件数の括弧内の数字は各件数のうち議会が実施機関となったものの件数である。
- 2 1件の訂正請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、訂正請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

3 利用停止請求の状況

令和5年度の利用停止請求は、ありません。

4 審査請求の処理状況

令和6年4月1日現在における審査請求の処理状況は、次のとおりです。

< 各年度になされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況 > (単位：件)

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	審 議 中	答 申	裁 決	取下げ
令 和 3 年 度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
令 和 4 年 度	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
令 和 5 年 度	4 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

〔備考〕

- 1 各件数の括弧内の数字は各件数のうち議会が実施機関となったものの件数である。
- 2 複数の審査請求の審議を併合して行ったり、1件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したりすること等があるため、審査請求件数と処理状況の件数は必ずしも一致しない。

5 答申一覧

令和5年度の答申は、ありません。

6 個人情報ファイル簿の公表状況

個人情報ファイル簿の公表状況は次のとおりです。

＜個人情報ファイル簿で公表中の個人情報ファイルの数＞ （単位：個）

[illegible]

〔備考〕

この表は、令和6年3月31日時点における公表状況を示したものである。

7 個人情報保護委員会への漏えい等報告の状況

令和5年度における保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告状況は、次のとおりです。

< 令和5年度の実施機関別の個人情報保護委員会への漏えい等報告状況 >

(単位：件)

実施機関	報告 件数	区 分			
		要配慮個人情報 が含まれる 保有個人情報の 漏えい等 (又はそのお それ)	不正に利用さ れることによ り財産的被害 が生じるおそ れがある保有 個人情報の漏 えい等(又は そのおそれ)	不正の目的を もって行われ たおそれがあ る当該行政機 関の長等の属 する行政機関 等に対する行 為による保有 個人情報の漏 えい等(又は そのおそれ)	保有個人情報 に係る本人の 数が100人 を超える漏え い等(又はそ のおそれ)
市長	1	0	0	1	0
教育委員会事務局	1	0	0	0	1
病院局	1	1	0	0	0

その他の実施機関については、報告した案件はありませんでした。

8 行政機関等匿名加工情報の提供等の状況

令和5年度の行政機関等匿名加工情報に関する提案状況及び処理状況は、次のとおりです。

< 令和5年度行政機関等匿名加工情報に関する提案状況及び処理状況 >

(単位：件)

募集期間	提案件数	処理状況
令和5年11月10日から 令和5年12月11日まで	1	提案者による取下げ

熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要

開示請求等に対する不開示等の処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

そこで、審査請求が行われたとき、実施機関は、審査請求を認容する場合等を除き、第三者機関である熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行い、その答申を尊重し当該審査請求に係る裁決を行わなければなりません。この審議会は、次の5人の有識者によって構成されます。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(任期：令和5年4月27日～令和7年4月26日)

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部教授
会長職務代理者	河津 典和	弁護士
委 員	魚住 弘久	熊本大学大学院人文社会科学研究部（法学系）教授
委 員	岩橋 浩文	熊本学園大学経済学部教授
委 員	北野 誠	弁護士

(令和6年4月1日現在)

2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

令和5年度の情報公開・個人情報保護審議会への諮問は合計13件で、うち、情報公開制度に基づく諮問が8件、個人情報保護制度に基づく諮問が5件でした。

令和5年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催は、合計12回で、開催状況は、次のとおりです。

< 令和5年度情報公開・個人情報保護審議会 開催状況 >

年 月 日	主 な 審 議 事 項
令和5年 4月 7日	令和3年度諮問第11号の審議
令和5年 5月12日	令和3年度諮問第11号、第12号 及び 第13号の審議
令和5年 6月 2日	令和3年度諮問第12号及び第13号の審議
令和5年 7月 7日	令和3年度諮問第12号及び第13号の審議
令和5年 8月 4日	令和3年度諮問第12号及び第13号の審議
令和5年 9月 1日	令和3年度諮問第12号及び第13号の審議
令和5年10月 6日	令和3年度諮問第12号及び第13号の審議
令和5年11月10日	令和3年度諮問第12号、第13号 及び 第14号の審議
令和5年12月 1日	令和3年度諮問第12号、第13号 及び 第14号の審議
令和6年 1月12日	令和3年度諮問第12号、第13号 及び 第14号の審議
令和6年 2月 2日	令和3年度諮問第14号の審議
令和6年 3月 1日	令和3年度諮問第14号及び第15号の審議

〔 資 料 〕

情 個 審 答 申 第 1 号
令和5年(2023年)5月12日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)

令和3年(2021年)12月21日付け、政企発第283号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が提出した市長への手紙に対する回答文を一年経過後に変更した根拠のわかる資料等の文書等開示請求拒否決定(不存在)に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年（2021年）6月16日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人の「市長への手紙」に対し同年6月7日付けでされた市長からの回答の内容に関連して、15項目の開示請求を行った。この15項目の中には、審査請求人が過去に得た市長への手紙への回答文（令和2年3月24日付け）と今回の回答文との間で回答内容が変わっているとして、1年経過したら回答文が変更となった「根拠のわかる資料等」を求める内容も含まれていた。
- 2 同年7月6日、実施機関は、審査請求人が開示を請求した15項目のうち、3項目については文書等開示一部請求拒否決定を行い、12項目については文書等開示請求拒否決定（不存在）を行った。この文書等開示請求拒否決定（不存在）の対象には、上記「根拠のわかる資料等」も含まれていた。
- 3 同年9月27日、審査請求人は、上記文書等開示請求拒否決定（不存在）のうち、上記「根拠のわかる資料等」についてされた不存在を理由とする請求拒否の決定（以下「本件処分」という。）の取消し及び当該「根拠のわかる資料等」として「担当部署とバス事業者の報告書」を開示することを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

広聴課から審査請求人に提出された令和2年3月24日付けの市長への手紙に対する回答（以下「回答1」という。）において、「教習ルートについては、大型車両である教習バスが通行した際に危険性や課題等が指摘されたことから、現在は教習ルートにしておらず、路線バスのルートとできないことをバス事業者より確認しております。」と記載されていた。

その後、広聴課から審査請求人に提出された令和3年6月7日付けの市長への手紙に対する回答（以下「回答2」という。）において、回答1で「バス事業者より確認し

ております」とされていた箇所について、「市長宛にいただいたご意見(市長への手紙)の回答については、担当部署の報告を確認し、私自身が署名しており、ご懸念の虚偽・偽証ではないことをご理解いただきたく存じます。」と記載されていた。

両回答ともに物的証拠・報告書等を確認した上での回答文であり、根拠資料が不存在であるはずはない。また、回答１と回答２では回答文が変更されていることから、根拠資料がそれぞれあるはずである。

よって、早急に市長が報告を受けたとする両報告書を開示交付すべきである。

2 実施機関の主張

請求された行政文書については、その存在の有無を関係部署に確認したところ、該当する文書が作成されていなかったことから、「不存在」として文書開示請求拒否決定処分を行ったものである。

審査請求人は、回答１と回答２で回答文の根拠が変更されていることから、バス事業者の報告書と担当部署の報告書がそれぞれ存在していると主張しているものと思料されるが、担当部署は、回答１の「バス事業者より確認しております。」の部分については、同事業者から口頭で得た内容を記載しているものであり、バス事業者からの報告書は存在しない。また、担当部署も、当該確認事項についての報告書を作成していない。

また、回答２の「担当部署の報告を確認し、私自身が署名しており、ご懸念の虚偽・偽証ではないことをご理解いただきたく存じます。」の部分については、市長への手紙の回答をするに当たって、熊本市市民の声取扱要綱（以下「要綱」という。）で定める手続に沿って、市長が担当部署の報告を確認している旨を述べたものである。したがって、回答１のバス事業者から確認したという根拠が、担当部署から確認したという根拠に変更されたことを意味するものではない。

したがって、審査請求人の主張は適当でない。

第４ 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、審査請求人が提出した市長への手紙に対する回答文を１年経過後に変更した「根拠のわかる資料等」である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 回答文を1年経過後に変更した根拠のわかる資料等の存否について

審査請求人は、回答1でされた回答内容が回答2で別の内容に変更されていることを指摘した上で、回答文を1年経過後に変更した「根拠のわかる資料等」の開示を求めている。これに対して実施機関は、そもそも審査請求人の主張するような変更はなかったとするので、まずこの変更の事実の有無について検討する。

ア 審査請求人指摘する回答内容の変更

審査請求人が当該変更の事実として指摘するのは、回答1中で

「教習ルートについては、大型車両である教習バスが通行した際に危険性や課題等が指摘されたことから、現在は教習ルートにしておらず、路線バスのルートとできないことをバス事業者より確認しております。」

と、「バス事業者」から確認したとの記載がされているのに対し、回答2では

「市長宛にいただいたご意見（市長への手紙）の回答については、担当部署の報告を確認し、私自身が署名しており、ご懸念の虚偽・偽証ではないことをご理解いただきたく存じます。」

と、「担当部署」から確認したとの記載がされている点である。

イ 回答1の趣旨について

回答1の該当箇所は、審査請求から提出された市長の手紙（令和2年1月24日受付）において、審査請求人から、当該ルートが危険ではない証拠として教習バスのルートになっていることの指摘があったことに対し、当該ルートについては危険性等の指摘があり現在は教習ルートにされておらず、路線バスのルートにもできないことを「バス事業者より確認」した、と説明する趣旨であると認められる。

ウ 回答2の趣旨について

回答2の該当箇所は、審査請求人から提出された「市長への手紙」（令和3年3月26日受付）の中で、回答文の虚偽・偽証を疑う審査請求人から「市職員の回答文を深く確認せず、ただサインだけ執行されたのか、大西市長の見解を求めます」との求めがあったことに対する回答として、「市長への手紙」への回答については「担当部署の報告を確認し、私自身が署名しており、ご懸念の虚偽・偽証ではない」と説明する趣旨であると認められる。

なお、要綱上、市長への手紙の提案者に対する回答の事務を担う広聴課長は、当該市民の声の提案に係る施策、事業等の担当課長が作成した回答案を調整して、市長に報告の上、提案者に回答することとされている（要綱第14条）ので、上記の「担当部署の報告を確認し」とは、市長が、広聴課を通じて担当部署が作成した回答案を確認したことを述べる趣旨であると解される。

エ 回答の変更の事実の有無について

上記イ及びウのとおり、回答１の該当箇所における回答対象と回答２の該当箇所における回答対象は全く異なるものであり、それぞれの間に直接の関連性はない。したがって、回答１の該当箇所と回答２の該当箇所の記載内容が異なることは当然であり、説明が変更されたという事実は認められない。

オ 小括

以上のとおり、そもそも回答文の変更の事実が認められないから、回答文を１年経過後に変更した「根拠のわかる資料等」が存在するとは認められず、これを不存在とした本件処分は妥当である。

(2) 回答１及び回答２の根拠資料の存否について

当審議会の判断は(1)オのとおりであるが、審査請求人は回答文を変更した根拠資料として「担当部署とバス事業者の報告書」がそれぞれあるはずであると主張するので、念のため、この点について述べる。

ア バス事業者の報告書の存否について

回答１の「バス事業者より確認しております。」の部分について、実施機関は、担当部署がバス事業者から口頭で得た内容を記載しており、バス事業者からの報告書は存在しないし、報告書も作成していないと主張する。

この点、当審議会が確認したところ、平成２２年から平成２７年にかけて行われた、路線バスのルート変更に係る事業説明会やバス事業者と熊本駅周辺整備事務所との間の協議の中で、バス事業者が、審査請求人が要望するバスルートは道路構造上安全性に問題があって路線バスのルートとできない旨の説明や検証結果の報告を繰り返し行っていたことが認められた。そうすると、審査請求人が当該ルートが教習バスのルートになっていることを指摘した時点においては、熊本駅周辺整備事務所にとって、当該ルートには安全性の問題があるゆえに路線バスのルートとできないことは周知の事実であったと認められる。それゆえ、熊本駅周辺整備事務所が、バス事業者が当該ルートを教習ルートにしていないことは当然であろうとの認識を前提に念のために行ったバス事業者に対する確認を口頭での確認にとどめ、それ以上にバス事業者に報告書を求めたり、確認者が報告書を作成する必要はないと判断したとしても不合理なことではない。

よって、回答１の根拠資料が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。

よって、バス事業者の報告書が存在しているとは認められない。

イ 担当部署の報告書の存否について

(1)ウで述べたとおり、要綱上、市長は、広聴課を通じて担当部署が作成した回答案を確認することとされており、このために特段の報告書等を作成することは想定されていない。

よって、担当部署の報告書が存在しているとは認められない。

5 結論

以上により、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年(2021年) 12月21日	熊本市長から諮問(令和3年(2021年)12月21日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和5年(2023年) 3月3日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 4月7日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 5月12日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 号
令和6年(2024年)1月12日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年(2022年)1月25日付け、健政発第1095号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の社会福祉法人への指導監査等を求める申出書等に対する市側の回答作成に係る内部検討資料等の文書等開示請求拒否決定(不開示)に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不開示）は、一部妥当でない。

第2の2に掲げる文書 は、法人名が記載された部分を除いて開示すべきである。

第2 審査請求の経緯

1 令和3年（2021年）9月6日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる文書を含む開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- (1) 甲第3号証を作成するための起案文書の写し
- (2) 甲第5号証を作成するための起案文書の写し
- (3) 甲第6号証を作成するための起案文書の写し

なお、ここにいう「甲第3号証」「甲第5号証」「甲第6号証」とは、いずれも当時市が当事者となっていた訴訟において原告が提出した書証であり、「甲第3号証」は、特定の個人から市に対して提出された令和2年6月19日付け申入書（特定の社会福祉法人（以下「当該法人」という。）における通勤手当に関する指導監査を申し入れるもの（以下「6月19日付け申入書」という。））に対する市からの回答書、「甲第5号証」は、同個人から市に対して提出された令和2年8月30日付け文書（市からの回答書の内容に関する疑義等について説明を求めるもの（以下「8月30日付け質疑文書」という。））に対する市からの回答書、「甲第6号証」は、同個人が熊本市オンブズマンに申し立てた苦情に対するオンブズマンからの調査結果通知に別紙として付された「市からの回答」の書面である。

2 令和3年（2021年）9月28日、実施機関は、上記(1)から(3)までに該当する文書を特定の上、(1)の起案文書に添付の6月19日付け申入書の写し（以下「文書」という。）(2)の起案文書に添付の8月30日付け質疑文書の写し（以下「文書」という。）(3)の起案文書に添付の「市からの回答（案）」の写し（以下「文書」という。）についての文書等開示請求拒否決定（不開示）（以下「本件処分」という。）を行った。

3 同年10月26日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 処分庁は、指導監査についての個人の思想・信条等に関する情報や氏名・住所等の特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別される情報が記載されていると主張するが、当該法人の思想信条の自由を保護する必要は全くない。なぜなら、本件開示請求は、当該法人の思想・信条と全く関係がないからである。

また、当該法人が民事訴訟法115条の法の死角を巧みに利用し裁判所の判決を無視し続けるという行為態様には、公益を目的とする社会福祉法人にはそぐわず、この点に限定すれば、憲法が保障する思想・信条の自由の保障は、全く及ばない。

イ 「特定の個人が識別されること」への配慮は全く不要である。なぜなら、当該法人は既に日刊新聞紙で実名報道されているし、報道前の取材コメントも採れているからである。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 処分庁は、特定の法人の紛争に関する情報が記載されているため、当該部分については当該法人の社会的信用の低下につながるおそれがあると主張するが、日刊新聞紙記事で当該法人は実名報道されていることから配慮は不要である。

イ 当該法人については、熊本地方裁判所での判決言渡し及び最高裁判決により当該法人の社会的信用の低下にもつながるおそれはないし、「正当な利益を害するおそれがあるもの」にも該当しない。

ウ 処分庁は、実名報道の新聞記事及び熊本地方裁判所の判決と当該法人に対する指導監査は別であると主張するが、これには重要な関連性がある。

(3) 条例第7条第5号該当性について

処分庁は、実施機関内部の検討過程における文書を開示した場合、今後、開示されることを前提として率直な意見の交換等が行われなくなることから、「率直な意見の交換」「が不当に損なわれ」と主張する。しかし、審査請求人が開示を求めているのは、実施機関内部の検討内容ではない。令和2年(2020年)9月18日付健監発第20号で審査請求人に回答した「回答書」の内容が、「既に熊本市から回答しております。」として切り捨てたことへの検討内容が十分になされたかである。「率直な意見の交換」が職員間で行われたのか、黒塗りでもいいから開示を求めるものである。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 処分庁は、当該文書には指導監査を求める個人の考え方が記載されているため、仮に当該文書を開示した場合、今後、同種の内容の申入れが開示されることによる

萎縮的效果によって、市民から熊本市に対する率直な申入れ等が行われなくなるおそれがあると主張するが、行政文書を開示されることによる萎縮的效果は存在しない。「指導監査を求める個人の考え方」という意味は、審査請求人を指すのか、当該法人を指すのかが不明である。

仮に前者だとすれば審査請求人への配慮は不要であるし、後者だとすれば当該法人には、民事訴訟法第115条の法の死角を巧みに利用し裁判所の判決を無視し続けるという不正行為を継続する公益目的の社会福祉法人にはそぐわず、この点に限定しての憲法が保障する思想・信条とは全く無関係であり、個人の考え方自体が何ら意味をなさない。

イ 「今後、同種の内容の申入れが開示されることによる萎縮的效果」とは、具体的に何を説明したいのかが不明である。

(5) 以上のとおり、処分庁の本件処分は、処分理由が支離滅裂で合理性がないことから、処分庁の不開示情報部分についての請求拒否の決定は取り消されるべきである。

2 実施機関の主張

(1) 条例第7条第2号該当性について

文書 及び文書 については、指導監査についての個人の思想・信条等に関する情報や、氏名・住所等の特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別される情報が記載されているため、不開示の決定を行った。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 文書 及び文書 については、特定の法人の紛争に関する情報が記載されているため、当該部分については当該法人の社会的信用の低下につながるおそれがあることから、当該部分については同号アの「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものとして不開示の決定を行った。

イ 審査請求人が主張する新聞記事は通勤手当の支給に関する記事であって、当該法人に対する指導監査に係る記事ではない。審査請求人が主張する熊本地方裁判所の判決は通勤手当請求事件のものであって、当該法人に対する指導監査に係る判決ではない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

文書 については、実施機関内部の検討過程における文書であり、仮に当該文書を開示した場合、今後、開示されることを前提として、内部での率直な意見の交換等が行われなくなることから、「率直な意見交換」「が不当に損なわれ」に該当するものとして不開示の決定を行った。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 文書 及び文書 については、指導監査を求める個人の氏名やその理由、経緯等を要約した内容が記載されているため、仮に当該文書を開示した場合、今後同

種の申入れが開示されることによる萎縮的效果によって、市民から本市に対する率直な申入れ等が行われなくなるおそれがあることから、「当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして不開示の決定を行った。

イ ここでいう「指導監査を求める個人の考え方」とは、指導監査を求めた者を意味するのであって、審査請求人又は当該法人のいずれかを意味するものではない。本件処分は、当該者と審査請求人とが同一人物であるか否かにかかわらず、条例第10条第1項に基づく開示請求である以上、開示請求者のいかなを問わず、条例第7条各号に基づいて判断を行ったものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、当該法人への指導監査等を求める申出書等に対する市側の回答作成に係る内部検討資料等である。

2 判断に当たったの基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 文書 及び文書 について

ア 条例第7条第2号該当性について

(ア) 実施機関は、文書 及び文書 は、指導監査についての個人の思想・信条等に関する情報が記載されているため、条例第7条第2号に該当すると主張する。

同号本文は「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。))であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」(以下単に「個人情報」という。)を不開示情報として規定している。一方、同号ただし書ウにより「氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報」については、個人情報であっても開示される。

(イ) 文書 及び文書 は、申入者や提出市民が個人として任意に文面を作成し、市に提出した文書であり、その中には当該申入者や提出市民の住所、氏名、電話

番号、メールアドレス等が記載されている。よって、文書 及び文書 は、その全体が個人情報に該当する。

次に、これらの文書が同号ただし書ウに該当するかどうか検討すると、文書 には当該法人に対して通勤手当に関する指導監査の申入れを要望する旨の内容及、文書 には当該法人に対する熊本市行政手続条例第 3 6 条に基づく行政指導を求める旨の申出に対する市の回答への疑問、質問、批判等が記載されており、当該法人に対する指導監査や行政指導の必要性に関する個人の主観的な考えが記載されている。そして、このような申入れは、一般にはその申入内容が第三者に公開されることはないという認識のもとで作成、提出されたものと考えられる。

そうすると、これらの文書を開示すると、申入者個人の思想・信条等に関する情報を社会に対して開示するか否か、開示するとしても社会のどの範囲に開示すべきかを申入者自らが決するという、人格と密接に関係する個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、文書 及び文書 は、氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除いたとしても個人の利益が害されるおそれがあるといえるので、同号ただし書ウにより開示されるべき個人情報とは認められない。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

実施機関は、文書 及び文書 を開示した場合、今後、同種の内容の申入れが開示されることによる萎縮的效果によって、市民から熊本市に対する率直な申入れ等が行われなくなるおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号に該当すると主張する。

同号は、「実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報」を不開示情報として規定している。

前述のとおり、文書 は当該法人に対する指導監査の申入れを要望する旨の申入書であり、文書 は行政指導を求める旨の申出に対する市の回答への疑問、質問、批判等を記載した申出書である。そして、実施機関は、社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 5 6 条第 1 項及び第 7 0 条その他関係法令の規定に基づく社会福祉法人に対する指導監査権限を有しており、これに基づく社会福祉法人への指導監査という「事務」を実施している。

そこで、文書 及び文書 を開示することにより当該監査事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかを検討する。

申入内容やその後にやり取りした関連文書の内容が開示されるとなると、申入れを行おうとする者が、その申入れを躊躇するおそれがある。また、その内容から申入者の特定につながるおそれを懸念することも考えられ、結果として申入れを萎縮させる結果となるおそれがある。そうすると、市民が今後、実施機関への情報

提供を思いとどまるなど、結果として実施機関が第三者から得られるはずの業務に資する情報を得られなくなる可能性があり、指導監査の実効性を低減させるおそれがある。

加えて、申入内容が開示されることにより、監査対象となる社会福祉法人が実施機関の調査内容を予想し、調査を回避するような対策を取るなどして、正確な事実の把握を困難にし、指導監査の実効性を失わせるおそれもある。

したがって、文書 及び文書 を開示することは、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

なお、審査請求人は、申入者が審査請求人自身であることから、審査請求人への配慮は不要と主張する。しかし、本号は実施機関の事務事業の適正な執行を確保する趣旨の規定であって個人の利益を保護する趣旨に出たものではないから、特定の個人の承諾の有無が結論に影響するものではない。また、そもそも条例第7条各号の不開示情報に該当する否かの判断は開示請求者がいかなる者かによって異なるものではないから、当該申入者が審査請求人であったとしても、このことが結論に影響するものではない。

ウ 以上により、文書 及び文書 を条例第7条第2号及び第6号に基づき不開示とした判断は妥当である。

(2) 文書 について

ア 条例第7条第5号該当性について

実施機関は、文書 は実施機関内部の検討過程における文書であり、仮に当該文書を開示した場合、今後、開示されることを前提として、内部での率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがあると主張する。

条例第7条第5号は、「実施機関内部...の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換...が不当に損なわれ...るおそれのあるもの」を不開示情報と規定している。

まず、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、意思決定の過程において発生し利用される情報をいう。

文書 は、オンブズマンへの苦情の申立てに対する「市からの回答」を作成し、これをオンブズマン事務局に提出することについての起案文書に含まれている「市からの回答」の案である。そして、当審議会が確認したところ、文書 には、当該回答の内部の原案から最終案に向けて文章上の表現を検討した過程が明らかにされており、決裁権者の検討及び判断の材料とされていると認められる。したがって、文書 は、実施機関内部における意思決定の過程において発生し利用される情報であり、「審議、検討...に関する情報」に該当する。

次に、「開示することにより、率直な意見の交換...が不当に損なわれ...るおそれ」があるかについて検討する。

条例第7条第5号において当該「おそれ」があるものが不開示情報とされた趣旨は、これを公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがあるので、適正な意思決定手続を確保するために、これを不開示とすることを例外的に認めたものである。

このような趣旨からすれば、同号にいう「不当に損なわれ...るおそれ」とは、単に実施機関においてそのおそれがあると判断するだけではなく客観的にそのおそれがあると認められることが必要であるというべきである。

当審議会が確認したところ、文書 には当初の案から修正が加えられた部分とその内容がわかるような形で取り消し線が引かれた部分が4箇所存在した。そして、4箇所の修正部分はいずれも表現上の修正にとどまるものであり、実質的な回答内容を修正するものではないことも確認した(なお、修正後の回答案の内容は後に当該苦情の申立人に送付されたオンブズマンの調査結果通知に添付された「市からの回答」と同一のものであった)。そうすると、文書 によって明らかとなる審議検討の内容は単に文章上の表現についてのものにすぎず、これを公開したとしても、将来の同種の事務事業における審議、検討やその内容についての率直な意見交換が不当に損なわれるおそれが客観的にあるとは認められない。

したがって、文書 は条例第7条第5号に該当しない。

イ 他の不開示事由について

条例第7条第5号に該当しないとして文書 を開示するとしても、その中に他の不開示事由に該当する部分がある場合は、当該部分は開示できないところであるが、文書 には監査を求める対象としての当該法人の名称が記載されている。当該情報を開示すると、当該法人に対して監査を要望する申入れがなされたことが明らかとなり、当該法人の信用を低下させるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分については、条例第7条第3号アに該当するものとして不開示とすべきである。

ウ 結論

以上より、文書 を条例第7条第5号に該当するとして不開示とした判断は妥当ではない。当該法人の名称が記載された部分を除いて開示すべきである。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年(2022年) 1月25日	熊本市長から諮問(令和4年(2022年)1月25日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和5年(2023年) 5月12日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 6月2日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 7月7日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 8月4日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 9月1日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 10月6日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 11月10日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 12月1日	答申案の審議を行った。
令和6年(2024年) 1月12日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 3 号
令和6年(2024年)1月12日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年(2022年)1月25日付け、健政発第1097号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の社会福祉法人への指導監査等を求める申出書等に対する市側の回答作成に係る内部検討資料等の文書等開示(一部請求拒否)決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、一部妥当でない。

第2の2に掲げる文書の「要旨・結論」の欄の第2段落の部分及び文書の「申入内容」の欄のうち法人名が記載された部分を除いた部分は、開示すべきである。

第2 審査請求の経緯

1 令和3年（2021年）9月6日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる文書を含む開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

- (1) 甲第3号証を作成するための起案文書の写し
- (2) 甲第4号証を作成するための起案文書の写し
- (3) 甲第5号証を作成するための起案文書の写し

なお、ここにいう「甲第3号証」「甲第4号証」「甲第5号証」とは、いずれも当時市が当事者となっていた訴訟において原告が提出した書証であり、「甲第3号証」は、特定の個人から市に対して提出された令和2年6月19日付け申入書（特定の社会福祉法人（以下「当該法人」という。）における通勤手当に関する指導監査を申し入れるもの）に対する市からの回答書、「甲第4号証」は、同個人から市に対して提出された令和2年8月3日付け申出書（市が当該法人に対し一定の行政指導を行うよう、熊本市行政手続条例第36条に基づき求めるもの）に対する市からの回答書、「甲第5号証」は、同個人から市に対して提出された令和2年8月30日付け文書（市からの回答書の内容に関する疑義等について説明を求めるもの）に対する市からの回答書である。

2 令和3年（2021年）9月28日、実施機関は、上記(1)から(3)までに該当する文書を特定の上、(1)の起案文書（本体）の写し（以下「文書」という。）(1)の起案文書に添付の市長報告の写し（以下「文書」という。）(1)の起案文書に添付の回答書案の写し（以下「文書」という。）(2)の起案文書（本体）の写し（以下「文書」という。）(2)の起案文書に添付の回答書案の写し（以下「文書」という。）(3)の起案文書（本体）の写し（以下「文書」という。）(3)の起案文書に添付の回答書案の写し（以下「文書」という。）についての文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）を行った。

- 3 同年10月26日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 処分庁は、指導監査についての個人の思想・信条等に関する情報や氏名・住所等の特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別される情報が記載されていると主張するが、当該法人の思想信条の自由を保護する必要は全くない。なぜなら、本件開示請求は、当該法人の思想・信条と全く関係がないからである。

また、当該法人が民事訴訟法115条の法の死角を巧みに利用し裁判所の判決を無視し続けるという行為態様には、公益を目的とする社会福祉法人にはそぐわず、この点に限定すれば、憲法が保障する思想・信条の自由の保障は、全く及ばない。

イ 「特定の個人が識別されること」への配慮は全く不要である。なぜなら、当該法人は既に日刊新聞紙で実名報道されているし、報道前の取材コメントも採れているからである。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 処分庁は、特定の法人の紛争に関する情報が記載されているため、当該部分については当該法人の社会的信用の低下につながるおそれがあると主張するが、日刊新聞紙記事で当該法人は実名報道されていることから配慮は不要である。

イ 当該法人については、熊本地方裁判所での判決言渡し及び最高裁判決により当該法人の社会的信用の低下にもつながるおそれはないし、「正当な利益を害するおそれがあるもの」にも該当しない。

ウ 処分庁は、実名報道の新聞記事及び熊本地方裁判所の判決と当該法人に対する指導監査は別であると主張するが、これには重要な関連性がある。

(3) 条例第7条第5号ないし第6号該当性について

ア 処分庁は、当該文書には、指導監査を求める個人の考え方が記載されているため、仮に当該文書を開示した場合、今後、同種の内容の申入れが開示されることによる萎縮効果によって、市民から熊本市に対する率直な申入れ等が行われなくなるおそれがあると主張するが、行政文書を開示されることによる萎縮効果は存在しない。「率直な申入れが行われなくなるおそれ」は稀有の事例であり、仮に処分庁が主張する事態が発生するとしても、その事案に限定して不開示処分とすればよいだけのことであり、文書の開示請求を全面一律禁止とする必然性は全くない。

本件においては審査請求人が開示を求めているのであるから不開示処分の理由としては成り立たない。

イ 「指導監査を求める個人の考え方」という意味は、審査請求人を指すのか、当該法人を指すのかが不明である。

仮に前者だとすれば審査請求人への配慮は不要であるし、後者だとすれば当該法人には、民事訴訟法第115条の法の死角を巧みに利用し裁判所の判決を無視し続けるという不正行為を継続する公益目的の社会福祉法人にはそぐわず、この点に限定しての憲法が保障する思想・信条とは全く無関係であり、個人の考え方自体が何ら意味をなさない。

ウ 「今後、同種の内容の申入れが開示されることによる萎縮的效果」とは、具体的に何を説明したいのか不明である。

(4) 以上のとおり、処分庁の本件処分は、処分理由が支離滅裂で合理性がないことから、処分庁の不開示情報部分についての請求拒否の決定は取り消されるべきである。

2 実施機関の主張

(1) 条例第7条第2号該当性について

文書 ないし文書 については、指導監査についての個人の思想・信条等に関する情報や、氏名・住所等の特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別される情報が記載されているため、不開示の決定を行った。

(2) 条例第7条第3号該当性について

ア 文書 、文書 及び文書 については、特定の法人の紛争に関する情報が記載されているため、当該部分については当該法人の社会的信用の低下につながるおそれがあることから、当該部分については同号アの「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものとして不開示の決定を行った。

イ 審査請求人が主張する新聞記事は通勤手当の支給に関する記事であって、当該法人に対する指導監査に係る判決ではない。審査請求人が主張する熊本地方裁判所の判決は通勤手当請求事件のものであって、当該法人に対する指導監査に係る判決ではない。

(3) 条例第7条第5号該当性ないし第6号該当性について

ア 文書 については、申入れに対する回答を行うための実施機関内部における検討過程の情報が含まれているため、開示することにより、内部での率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれることから、当該部分については同条第5号に該当するものとして不開示の決定を行った。

イ 文書 及び文書 については、指導監査を求める個人の氏名やその理由、経緯等を要約した内容が記載されているため、仮に当該文書を開示した場合、今後同種の申入れが開示されることによる萎縮的效果によって、市民から本市に対する率直

な申入れ等が行われなくなるおそれがあることから、「当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして不開示の決定を行った。

ウ ここでいう「指導監査を求める個人の考え方」とは、指導監査を求めた者を意味するのであって、審査請求人又は当該法人のいずれかを意味するものではない。本件処分は、当該者と審査請求人とが同一人物であるか否かにかかわらず、条例第10条第1項に基づく開示請求である以上、開示請求者のいかなを問わず、条例第7条各号に基づいて判断を行ったものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、当該法人への指導監査等を求める申出書等に対する市側の回答作成に係る内部検討資料等である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 文書の不開示部分について

ア 条例第7条第2号該当性について

(ア) 実施機関は、個人の氏名・住所等の情報や指導監査についての個人の思想・信条等に関する情報が記載されているため、当該部分は条例第7条第2号に該当すると主張する。

同号本文は「個人に関する情報...であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」(以下単に「個人情報」という。)を不開示情報として規定している。一方、同号ただし書ウにより「氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報」については、個人情報であっても開示される。

(イ) 「添付文書名」「指導監査申入者」「その他」の欄について

これらの欄の不開示部分には、申入者個人の氏名や住所が記載されている。

当該情報が個人情報に該当することは明らかであるから、これらを不開示としたことは適当である。

(ウ) 「申入内容」の欄について

「申入内容」の欄の第1段落には、申入れの契機となった特定の訴訟における判決日や経緯等、当該訴訟に関する具体的な情報が記載されており、これらの情報により特定された当該訴訟記録を閲覧することにより、当該訴訟の当事者が誰であるかを特定することが可能であると認められる。そして、同欄の記載内容から当該訴訟の原告が本件の申入者であることは容易に推測されるため、これらの情報は「他の情報と照合することにより識別され得るもの」として個人情報に該当するから、これらを不開示としたことは適当である。

次に、「申入内容」の欄の第2段落には、申入者の申入内容を要約した記載があり、当該記載は当該法人に対する指導監査の必要性に関する個人の主観的な考えであるため個人情報に該当する。

また、このような申入れは、一般にはその申入内容が第三者に公開されることはないという認識のもとで作成、提出されたものと考えられる。そうすると、これを開示すると、申入者個人の思想・信条等に関する情報を社会に対して開示するか否か、開示するとしても社会のどの範囲に開示すべきかを申入者自らが決するという、人格と密接に関係する個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、当該情報は、氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除いたとしても個人の利益が害されるおそれがあるといえるので、同号ただし書ウにより開示されるべき個人情報とは認められないから、これを不開示としたことは適当である。

イ 条例第7条第3号ア該当性について

実施機関は、特定の法人の紛争に関する情報が記載されているため、当該部分については当該法人の社会的信用の低下につながるおそれがあることから、条例第7条第3号アの「法人その他の団体...に関する情報...であって、開示することにより、当該法人等...の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると主張する。

「申入内容」の欄には、当該法人の名称、当該法人に関する訴訟情報、当該法人の訴訟後の対応を非難する内容等が含まれている。当該情報は、当該法人の信用を低下させるおそれのある情報であり、開示することにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

この点、審査請求人は、既に日刊新聞記事で当該法人は実名報道されていることから正当な利益を害するおそれはない旨主張するが、当該記事の内容と同欄の内容は必ずしも一致するものではなく、また、当該記事が掲載されたのは既に数年前

のことであり、現在はインターネット等で検索してもその記事を閲覧することは不可能又は著しく困難なものとなっているから、当時に新聞報道があったことをもって正当な利益を害するおそれがないとはいえない。

したがって、当該部分は条例第7条第3号アに該当する。

ウ 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、「申入内容」の欄の第2段落には、当該法人に対する指導監査を求める個人の氏名やその理由、経緯等を要約した内容が記載されているため、仮に当該文書を開示した場合、今後同種の申入れが開示されることによる萎縮的效果によって、市民から本市に対する率直な申入れ等が行われなくなるおそれがあることから、「当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると主張する。

同号は、「実施機関の事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報」を不開示情報として規定している。

「申入内容」の欄には、当該法人に対する指導監査を求める個人の氏名やその理由、経緯等を要約した内容が記載されている。そして、実施機関は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項及び同法第70条その他関係法令の規定に基づく社会福祉法人に対する指導監査権限を有しており、これに基づく社会福祉法人への指導監査という「事務」を実施している。

そこで、「申入内容」の欄の第2段落を開示することにより当該監査事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかを検討する。

申入内容が第三者からの開示請求によって開示されるとなると、申入れを行おうとする者としては、その申入れを躊躇するおそれがある。また、その内容から申入者の特定につながるおそれを懸念することと考えられ、結果として申入れを萎縮させる結果となるおそれがある。そうすると、市民が今後、実施機関への情報提供を思いとどまるなど、結果として実施機関が第三者から得られるはずの情報を得られなくなる可能性があり、指導監査の実効性を低減させるおそれがある。

加えて、申入内容が開示されることにより、監査対象となる社会福祉法人が実施機関の調査内容を予想し、調査を回避するような対策を取るなどして、正確な事実の把握を困難にし、指導監査の実効性を失わせるおそれもある。

したがって、当該部分を開示することは、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

なお、審査請求人は、申入者が審査請求人自身であることから、審査請求人への配慮は不要と主張する。しかし、本号は実施機関の事務事業の適正な執行を確保する趣旨の規定であって個人の利益を保護する趣旨に出たものではないから、特定の個人の同意の有無が結論に影響するものではない。また、そもそも条例第7条各

号の不開示情報に該当する否かの判断は開示請求者がいかなる者かによって異なるものではないから、当該申入者が審査請求人であったとしても、このことが結論に影響するものではない。

エ 結論

以上により、文書 の当該部分を条例第 7 条第 2 号、同条第 3 号ア及び同条第 6 号に該当することを理由に不開示とした判断は妥当である。

(2) 文書 の不開示部分について

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 「要旨・結論」の欄について

「要旨・結論」の欄には、特定の個人の氏名が記載されており、これが個人情報に該当することは明らかである。

また、同欄第 1 段落及び「申入れの内容」の欄には、申入れの経緯や特定の裁判に関する情報等が記載されており、これらの情報により特定された当該訴訟記録を閲覧することにより、当該訴訟の当事者が誰であるかを特定することが可能であると認められる。そして、これらの欄の記載内容から当該訴訟の原告が本件の申入者であることは容易に推測されるため、これらの情報は「他の情報と照合することにより識別され得るもの」として個人情報に該当するから、これらを開示しないことは適当である。

(イ) 「申入れの内容」の欄について

「申入れの内容」の欄には、申入者の申入内容を要約した記載があり、当該記載は当該法人に対する指導監査の必要性に関する個人の主観的な考えであるため個人情報に該当する。そして、(1)ア(ウ)と同様の理由により、当該情報は、氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除いたとしても個人の利益が害されるおそれがあるといえるので、条例第 7 条第 2 号ウにより開示されるべき個人情報とは認められない。

よって、これを開示しないことは適当である。

イ 条例第 7 条第 3 号ア該当性について

「件名」の欄には当該法人の名称が記載されている。当該情報を開示すると、当該法人に対して監査を要望する申入れがなされたことが明らかとなり、当該法人の信用を低下させるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は条例第 7 条第 3 号アに該当するので、これを開示しないことは適当である。

ウ 条例第 7 条第 5 号該当性について

(ア) 「要旨・結論」の欄の第 2 段落について、実施機関は、申入れに対する回答を行うための実施機関内部における検討過程の情報が含まれているため、開示することにより内部での率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるこ

とから、条例第7条第5号に該当すると主張する。

同号は、「実施機関内部...の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ...のおそれのあるもの」を不開示情報と規定している。

そして、「審議、検討又は協議に関する情報」とは、意思決定の過程において発生し利用される情報をいう。

(イ) 「要旨・結論」の欄の第2段落について

当審議会が確認したところ、当該部分は回答期限に関する事実を記載したものに過ぎないことを確認した。そうすると、当該部分は意思決定の過程において発生し利用される情報とは認められず、「審議、検討又は協議に関する情報」には当たらない。

また、仮に当該情報が「審議、検討又は協議に関する情報」に該当するとしても、これを公開することにより率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる事情もない。

したがって、「要旨・結論」の欄の第2段落の記載部分は条例第7条第5号に該当せず、その他に同条の規定により不開示とすべき事由は認められないから、これを不開示としたことは不適當である。

(ウ) 「対応」の欄について

「対応」の欄には、申入れに対して市がどのように対応したかに関する情報が記載されている。当該情報は意思決定の過程において発生し利用される情報であり、実施機関内部における「審議・検討又は協議に関する情報」に該当する。

そして、当該情報を開示することで、申入れに対する具体的な市内部における対応や方針等が明らかとなり、外部からの圧力や干渉を受けるおそれがあるなど、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと認められる。

したがって、「対応」の欄は条例第7条第5号に該当するので、これを不開示としたことは適當である。

エ 結論

以上により、文書 の不開示部分のうち、「要旨・結論」の欄の第2段落を不開示とした判断は妥当ではないが、その他の部分を不開示とした判断は適當である。

(3) 文書 の不開示部分について

文書 の宛名欄には、申入者の氏名が記載されている。当該情報が個人情報に該当することは明らかであるから、これを不開示としたことは適當である。

(4) 文書 の不開示部分について

ア 条例第7条第2号該当性について

(ア) 「添付文書名」「申出者」「その他」の各欄には、申出者の氏名、住所が記載

されている。当該情報が個人情報に該当することは明らかであるから、これを不開示としたことは適当である。

- (イ) 「申入内容」の欄について、実施機関は、その記載内容が指導監査についての個人の思想・信条等に関する情報であり、開示すると個人の利益が害されるおそれがあると主張する。

しかし、当該部分は、単に申出者が行政指導を求める旨が記載されているに過ぎず、個人の人格と関連するような内容の記載ではない。

よって、(ア)により特定の個人が識別され得る情報の部分が除かれる以上、「申入内容」の欄の記載を開示しても個人の利益が害されるおそれはないと認められるから、他の不開示事由に該当しない限りにおいて、条例第7条第2号ウに基づき当該部分の開示は可能である。

イ 条例第7条第3号ア該当性について

「申入内容」の欄には当該法人の名称が記載されている。当該法人に対して行政指導を行うようにとの申出がなされているという情報は、当該法人の社会的信用の低下のおそれのある情報であり、条例第7条第3号アに該当する。

ウ 結論

以上により、文書 の不開示部分のうち、「申入内容」の欄の当該法人の名称が記載された部分を除いた部分について不開示とした判断は妥当ではなく、その他の部分を不開示とした判断は妥当である。

(5) 文書 、文書 及び文書 について

文書 の宛名欄、文書 の「添付文書名」「申出者」「その他」の各欄、文書 の宛名欄には、申入者の氏名や住所が記載されている。当該情報が個人情報に該当することは明らかであるから、これらを不開示としたことは適当である。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長	澤田 道夫
会長職務代理者	河津 典和
委 員	魚住 弘久
委 員	岩橋 浩文
委 員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年(2022年) 1月25日	熊本市長から諮問(令和4年(2022年)1月25日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和5年(2023年) 5月12日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 6月2日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 7月7日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 8月4日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 9月1日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 10月6日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 11月10日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 12月1日	答申案の審議を行った。
令和6年(2024年) 1月12日	答申案の審議を行った。

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和5年度（2023年度）運用状況報告書

発行 令和7年3月

編集 熊本市総務局行政管理部法制課

情報公開窓口

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号